

松本市病児保育事業

1 病児保育事業の概要

- (1) 対象児童 当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない生後5か月から小学校3年生までの児童で、集団保育及び勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、市内在住又は市内に勤務している保護者の児童
- (2) 利用期間 原則として1回当たり連続5日以内
- (3) 利用者負担金 (単位 円)

対象児童の区分		利用時間に応じた1日当たりの負担額		
		4時間以内	4時間～8時間	8時間を超えた場合 30分当たり
保護者が市内在住	保育園又は幼稚園に在籍している児童	無 料	無 料	100 (延長保育利用児童は、登録時間内は無料)
	上記以外の児童	650	1,300	100
市内に住所を有しないが、市内に在勤している保護者の児童		1,300	2,600	200

2 利用手続き

- (1) 利用までの流れ
- ① 利用する児童の保護者は、市に利用登録申請書を提出（事前登録）します。
 - ② 利用の際は、かかりつけ医等の診察を受け、診療情報提供書と利用申請書を一緒に実施機関（相澤病院病児保育室）に提出します。
- (2) 利用可否の制限
- 対象児童が次の各号のいずれかに該当する際は、利用を許可しない場合があります。
- ① 感染症を有し、かつ、感染のおそれがあるとき。
 - ② 病状が重く、入院加療の必要があるとき。
 - ③ 定員を超え、病児保育の実施体制の維持が困難であるとき。
 - ④ その他、病児保育を行うに当たり、不相当と認めるとき。

3 問合せ先

松本市役所こども育成課 松本市丸の内3-7 電話 代表 0263-34-3000（内線 2215）
 相澤病院3階病児保育室 松本市本庄2-5-1 電話 代表 0263-33-8600（内線 7781）